

# 三島



カンコウキョウ

静岡法律事務所グループニュースNO.3

2022(令和4)年1月1日  
 静岡法律事務所  
**発行** 静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所  
 弁護士法人静岡法律事務所  
 代表連絡先：静岡法律事務所  
 〒420-0867  
 静岡市葵区馬場町43-1  
 電話 054-254-3205  
 F A X 054-253-5009  
<http://shizu-law.jp>



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。



# 迎春

## 2022

### 【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁	弁護士 望月正人	弁護士 池田剛志	弁護士 植松真樹
弁護士 古澤一樹	弁護士 菅野雄児	弁護士 石川アトム	弁護士 山形祐生
弁護士 伊東達也	弁護士 桐山圭悟	弁護士 上野哲郎	事務局一同

### 【静岡法律事務所

### ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤博史  
 弁護士 吉川友朗  
 事務局



## 弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス（仮称）は今春開所予定です！

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

伊豆箱根鉄道駿豆線三島広小路駅徒歩4分  
 JR三島駅・東海道新幹線三島駅徒歩15分

現在建築工事中！



2021/12/16上棟

事務所予定地前の道路から見た富士山





# 無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご利用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

## 無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205  
火曜相談・木曜相談 18時～20時  
土曜相談・日曜相談 13時半～16時

## 【静岡法律事務所

ふたば鷹匠事務所】

静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3F  
〒420-0839 054-205-2250  
毎月第2金曜日 18時～20時  
毎月第4土曜日 13時半～16時

## 特集

### 相続法の大改正 (その2) 弁護士 大多和 暁

2018年7月6日に相続法の大改正が38年ぶりに行われ、翌2019年1月13日から順次施行されています。十分に知られていないものもあるので、その主なものを2回に分けてご紹介します(今回は2回目)。

#### 1、預貯金の払い戻し



##### (1) 預貯金払い戻し制度の創設

預貯金を持っている方が死亡したとき、これを金融機関が知った場合にはその口座は凍結されます。これでは、共同相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある場合など、共同相続人の各種の資金需要に迅速に対応することが困難です。そこで、改正法では、預貯金債権の一定割合については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口において支払を受けられる制度を創設しました。具体的には、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時の債権額の3分の1に、当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分を乗じた額については、単独でその権利を行使することができることになりました。ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額(150万円)が限度とされています。例えば、A銀行に普通預金600万円、定期預金1200万円あった場合、法定相続分が2分の1の相続人は、普通預金から100万円(600万円×1/3×法定相続分1/2)、定期預金から200万円(1200万円×1/3×法定相続分1/2)の合計300万円のうち上限150万円を出金することができることになりました。

##### (2) 家庭裁判所における仮分割の仮処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で上記(1)の金額を超えて仮払いが認められるようになりました。しかし、この場合は、遺産分割についての調停・審判が係属していることが必要です。

#### 2、遺産の使い込み対策

従来制度では、遺産を使い込まれてしまった場合、その分は遺産分割の対象外で、最終的に取り戻すには別個に訴訟を起こすしかありませんでした。しかし、これでは不便なため、改正法では、使い込んだ相続人以外の相続人の同意だけで、使い込んだ分も遺産分割の対象に含めることができるようになりました。但し、改正法が適用されるのは、あくまで、被相続人の死後に使い込みがなされた場合だけで、亡くなる前に使い込まれた場合には、適用がありません。

#### 3、遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者とは、遺言内容を実現するための手続きなどを担う人です。従来、遺言執行者が何をするのか、どの程度の権限があるのか分かりにくいところがありましたが、改正法ではこれが明確化されました。例えば、遺贈を履行する権限、相続登記を申請する権限、預貯金の解約・払い戻し権限、などがその範囲とともに明確化されました。



#### 4、遺留分についての改正

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人が最低限相続できる割合をいい、他の人への遺贈・生前贈与によって、相続人が何も相続できなくなることを阻止するものです。この遺留分を侵害されたときに行う遺留分減殺請求が、改正法では金銭の請求になりました。従来は、遺留分減殺請求をすると、物については割合に応じた共有になるとされ、土地建物などでは複雑な計算も必要になっていました。改正法により、複雑な計算や共有解消の手続きを回避し、単純に金銭に限定して請求する制度になりました。



### 事務所移籍のご挨拶

弁護士 太田吉則

私は、2016年12月に静岡法律事務所に入所し、5年間に亘って業務を行って参りましたが、私が弁護士修習を受けた小長谷保先生に請われ、本年1月5日から小長谷・石野法律事務所(富士市中央町1-10-2)に移籍することとなりました。この5年間、皆様方には大変お世話になりました。心から御礼申し上げます。

今後は、新天地にて、静岡法律事務所で学んだことを活かしつつ、より一層の研鑽を重ね、皆様方のお力になれるよう努力していく所存です。隣の市ですので、今後も皆様方のお世話になることがあると思いますが、変わらぬご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

### 【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円~)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになります。また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

### 三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。



鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホン(星)、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。